第71期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

１．会社の体制及び方針

２．連結注記表

３．個別注記表

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

八洲電機株式会社

上記書類は、法令及び当社定款の規程に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

1．会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

（1）当社およびグループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、グループ各社とともに、市民生活との調和を図りつつ、公正かつ適切な経営を実現するため、法令、定款および社会規範・倫理（以下「法令等」と総称する。）ならびに「経営理念」および「八洲グループ行動規範」の遵守を徹底するとともに、その浸透をはかる。

②当社は、当社およびグループ各社の取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令等ならびに「経営理念」および「八洲グループ行動規範」に適合することを確保し、その徹底をはかるためにコンプライアンス委員会（委員長:当社代表取締役）の運営と社内教育を行う。

③当社は、「内部通報規程」に基づき、当社およびグループ各社の従業員が、当社およびグループ各社における法令等の違反を含むコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合に、当社またはグループ各社のコンプライアンス担当部門あるいは外部通報窓口に通報する内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為に対応する。

④当社内部監査部署は、当社およびグループ各社の職務の執行が法令等に適合しているかにつき内部監査を行い、改善すべき事項を明確にした上で、助言や勧告を行うとともに監査結果について社長および監査役に報告する。社長は、担当する取締役およびグループ会社社長にその改善を指示するとともに当該会社の監査役に報告する。

⑤当社は、グループ各社とともに、金融商品取引法に対応するため、財務報告に影響を与える可能性のある勘定科目および拠点を選定し、その業務プロセス等の整備・運用状況を評価し、財務報告の適正性ならびに信頼性を確保する。

⑥当社およびグループ各社の取締役は、職務執行確認書を作成することにより、その職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、これを当社またはグループ各社の取締役会の職務執行監督および監査役の監査に供する。なお、グループ各社の社長は、当社の社長宛にコンプライアンス宣誓書を提出する。

（2）当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項は、「文書管理規程」に従って行い、取締役および監査役はかかる情報を常時閲覧可能とする。

（3）当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ各社とともに、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会（委員長：当社代表取締役）を中心として、当社およびグループ各社の経営に影響を及ぼすおそれのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価するとともに、リスク管理体制をなお一層整備する。なお、リスク管理体制の整備には、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合にも対応できる体制を含む。

（4）当社およびグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社およびグループ各社は、取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的な意思決定を行う。なお、当社は、取締役会を月１回以上開催する。

②当社およびグループ各社は、取締役会において経営機構、代表取締役およびその他の職務執行を担当する取締役の職務分掌を定め、代表取締役および各職務担当取締役に職務の執行を行わせる。

③当社およびグループ各社は、取締役および常勤監査役等にて構成される経営会議等を設置し、職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から定期的に協議し審議する。なお、当社は、経営会議を月1回以上開催する。

④当社は、グループ各社とともに、グループとしての中期経営計画を策定し、これを具体化するため、毎事業年度ごとにグループ全体の予算方針および重点戦略等を定める。

（5）当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理について、「関係会社等管理規程」に基づき適切に推進する。また当社は、グループ各社への内部監査を実施し、グループ各社の業務全般にわたる適正性を確保する。

（6）当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①グループ各社は、「関係会社等管理規程」の報告事項に定めた決算書、経営計画書、月次決算書、その他必要と認めた書類について定期的に当社へ報告を行う。

②当社は、グループ各社の社長が出席するグループ会社報告会を定期的に開催するとともに、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、グループ各社の社長は、当該事象について当社社長および関係取締役に報告を行う。

（7）当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専属の部署（以下「監査役担当部署」という。）を設置する。また、当社は、監査役がそのほかに補助者を必要とするときは、補助者となるべき従業員の所属する部門の担当取締役にその旨を連絡し、当該取締役は速やかに必要な措置を講じる。

（8）前項の当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役担当部署に所属の従業員および前項により監査役の職務を補助することとなった従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について監査役の事前の同意を必要とする。

（9）第７項の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当部署所属の従業員および第７項により監査役の職務を補助することとなった従業員は、その職務を補助する限りにおいて監査役の指揮命令に従わなければならない。

（10）当社の取締役および従業員ならびにグループ会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

①当社は、監査役会と協議の上、取締役および従業員が監査役に報告すべき事項を「取締役会規程」で定める。なお、取締役は、その定められた事項について監査役に報告するとともに、その他、当社またはグループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。

②当社の取締役および従業員ならびにグループ各社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役からその職務の執行に資する情報について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

（11）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役への報告を行った前項の者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および従業員に、ならびにグループ各社の取締役、監査役および従業員に周知徹底する。

（12）当社監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

監査役が職務を遂行するために生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務については、当社が監査役の職務の執行に必要でないと証明をした場合を除き、処理するものとする。

（13）その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。

②当社は、監査役が、取締役または会計監査人との間で、意見および情報の交換を行う場を提供する。

（14）反社会的勢力との関係を遮断するための体制

①当社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、グループ各社とともに、反社会的勢力との関係遮断を遂行するための体制をとる。また、取引先については、取引開始時に反社会的勢力でないことを確認する。

②当社は、グループ各社とともに、反社会的勢力には毅然とした対応をするが、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局および顧問弁護士等に通報・相談して対応する。

（注）　監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改正前の基本方針であります。

2．連 結 注 記 表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称

㈱ヤシマ・エコ・システム、㈱中国パワーシステム、㈱テクノエイト、幸栄電機㈱

（2）非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

香港八洲電機有限公司、Yashima Denki Singapore Pte.Ltd.、八禧洲（上海）电机商贸有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

（3）議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

（4）支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

（5）開示対象特別連結子会社に関する事項

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

（2）持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

非連結子会社の名称

香港八洲電機有限公司、Yashima Denki Singapore Pte.Ltd.、八禧洲（上海）电机商贸有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

（3）議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

（4）持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

該当事項はありません。

3．会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ．商品

総平均法

ロ．原材料

最終仕入原価法

ハ．未成工事支出金

個別法

ニ．仕掛品

個別法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウエア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は５年です。

（3）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③投資損失引当金

関係会社の投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

１．会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

２．遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

３．連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が100百万円増加し、利益剰余金が67百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ38百万円増加しております。なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

②工事売上高及び工事売上原価の計上基準

工事売上高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

④のれんの償却方法及び償却期間

６年間で均等償却しております。

（表示方法の変更）

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務受託料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」（当連結会計年度0百万円）及び「事務所移転費用」（当連結会計年度7百万円）は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．担保資産及び担保付債務

（１）担保資産

土地	29百万円

（２）担保付債務

支払手形及び買掛金	1,250百万円

２．資産から直接控除した減価償却累計額　968百万円

３．受取手形裏書譲渡高　0百万円

４．包括代理受注契約に基づく取引残高

未収入金	3,876百万円
未払金	4,345百万円

包括代理受注契約とは、請負者の代理人として契約する取引であります。

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	電話加入権	東京都	1

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(会社別、事業別かつ事業所別)を単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。上記の電話加入権については、遊休状態であり、将来の使用見込みがなくなったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,782,500株	－株	－株	21,782,500株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	283	13.00	平成26年３月31日	平成26年６月26日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会(予定)	普通株式	利益剰余金	283	13.00	平成27年３月31日	平成27年６月25日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、金額が僅少であります。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は新本社ビル建替えに係る資金調達であります。なお、金利は固定金利を採用しており、金利の変動リスクはありません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、調査部門が各得意先の信用状態に関する資料を集中管理し、取引上の参考に資するとともに必要事項を関係部署に伝達することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（5）信用リスクの集中

該当事項はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注２)を参照ください)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(１)現金及び預金	9,503	9,503	－
(２)受取手形及び売掛金	31,334	31,334	－
(３)電子記録債権	1,721	1,721	－
(４)未収入金	3,933	3,933	－
(５)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	559	561	2
②その他有価証券	3,582	3,582	－
資産計	50,635	50,637	2
(１)支払手形及び買掛金	31,113	31,113	－
(２)短期借入金	220	220	－
(３)未払金	4,833	4,833	－
(４)未払法人税等	248	248	－
(５)長期借入金	530	505	△24
負債計	36,945	36,920	△24

(注１)　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(１)現金及び預金、(２)受取手形及び売掛金、(３)電子記録債権、(４)未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金、MMF等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	99	100	0
社債	306	308	2
小計	406	409	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	50	50	△0
社債	102	102	△0
小計	153	152	△0
合計	559	561	2

② その他有価証券の当連結会計年度の売却額は0百万円であり、売却益の合計額は0百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,192	661	530
小計	1,192	661	530
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	390	406	△15
譲渡性預金	2,000	2,000	－
小計	2,390	2,406	△15
合計	3,582	3,067	515

負　債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

この時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1
子会社株式	100

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　②その他有価証券」には含めておりません。

(注３)　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ５年以内
現金及び預金	1,047	－
受取手形及び売掛金	31,334	－
電子記録債権	1,721	－
未収入金	3,933	－
有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券（国債・社債）	100	459
その他有価証券のうち満期があるもの	2,324	－
合計	40,461	459

(注４)　長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内
短期借入金	220	－	－	－
長期借入金	140	140	140	110

(注) その他の有利子負債の長期預り保証金については、取引先と当社との間で債権等の弁済を担保するため返済期限が定まっておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の金額的重要性が低いため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　695円28銭

２．１株当たり当期純利益　69円07銭

（注）「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額が、1円97銭減少し、１株当たり当期純利益は、1円13銭増加しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(注)　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3．個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品

総平均法

②未成工事支出金

個別法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウエア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は５年です。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1．会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2．遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

3．計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が75百万円増加し、繰越利益剰余金が51百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ32百万円増加しております。なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

（4）投資損失引当金

関係会社の投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

工事売上高及び工事売上原価の計上基準

工事売上高の計上は当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」（当事業年度0百万円）は、金額が僅少となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保資産及び担保付債務

（1）担保資産

土地	29百万円

（2）担保付債務

買掛金	1,250百万円

2．資産から直接控除した減価償却累計額	618百万円
3．受取手形裏書譲渡高	0百万円

4．関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	134百万円
短期金銭債務	180百万円

5．包括代理受注契約に基づく取引残高

未収入金	2,401百万円
未払金	2,870百万円

包括代理受注契約とは、請負人の代理人として契約する取引であります。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	433百万円
営業取引(支出分)	1,156百万円
営業取引以外の取引(収入分)	532百万円
営業取引以外の取引(支出分)	121百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,184株	－株	－株	1,184株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（1）繰延税金資産（流動）

未払事業税	17 百万円
貸倒引当金	12 百万円
賞与引当金	204 百万円
その他	45 百万円
繰延税金資産（流動）合計	279 百万円

（2）繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	353 百万円
会員権	5 百万円
長期未払金	17 百万円
投資損失引当金	15 百万円
減価償却費	26 百万円
関係会社株式評価損	15 百万円
その他	38 百万円
繰延税金資産（固定）小計	473 百万円
評価性引当額	△51 百万円
繰延税金資産（固定）合計	421 百万円
繰延税金負債（固定）との相殺額	△384 百万円
繰延税金資産（固定）の純額	37 百万円

（3）繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮特別勘定積立金	228 百万円
その他有価証券評価差額金	155 百万円
繰延税金負債（固定）合計	384 百万円
繰延税金資産（固定）との相殺額	△384 百万円
繰延税金負債（固定）の純額	－ 百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.26%
評価性引当額	△0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.61%
住民税均等割等	0.87%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.54%
その他	△1.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.50%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、従来の35.64％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.10％、平成28年４月１日以降のものについては32.34％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が39百万円、その他有価証券評価差額金が15百万円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

開示すべき重要な取引がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　673円57銭

２．１株当たり当期純利益　73円55銭

（注）「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の１株当たり純資産額が、1円40銭減少し、１株当たり当期純利益は、0円96銭増加しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

(注)　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。